

郡上市ワーケーション利用促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、関係人口の拡大と、本市が推進する「源流ワーケーション」の利用促進を図るため、市内でワーケーションを実施する市外在住の個人に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、郡上市補助金等交付規則（平成16年郡上市規則第39号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ワーケーション リゾート地など普段の職場とは異なる場所で、リモートワークや研修など働きながら休暇取得等により余暇を過ごすことをいう。
- (2) 源流ワーケーション 「いのちのゆらぎを取り戻す」をコンセプトに、清流長良川をはじめとする河川の源流域の自然環境や郡上の生活文化に触れる郡上市ならではのワーケーション滞在をいう。
- (3) 滞在プラン 宿泊、飲食、体験等が一体となった市内事業者が提供する滞在中で、源流ワーケーションのコンセプトに合致するものとして市長が認めるもの。また、当該プランは、源流ワーケーションを推進するために設置するウェブサイトに掲載するものとする。
- (4) 対象宿泊施設 リモートワーク等に対応した通信環境を整備し、ワーケーション滞在中の受入れを推進することを申し出て、市長が認めた宿泊施設をいう。
- (5) 企業等 市内に拠点を有しない民間企業、個人事業主、団体等をいう。
- (6) 社員等 前号に所属する役員、社員又は職員及び事業主をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件を全て満たす企業等の社員等とする。

- (1) 郡上市内でワーケーションを実施しようとする者であること。
- (2) 国、都道府県その他の公的機関からワーケーション利用を目的とした補助金等を重複して交付を受ける者でないこと。
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する許可を要する風俗営業を行う者でないこと。
- (4) 暴力団等の反社会的勢力または反社会的勢力と関係する者でないこと(所属企業等の役員等の構成員を含む。)

(補助対象経費等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、次の表に定めるとおりとする。

区分	補助率等	補助回数等
滞在プランの利用	滞在プランにかかる費用の2分の1以内とし、1人につき1泊当たり5,000円を限度とする。	・連続して5泊までを限度とする。 ・1人につき1回限りとする。 ・同一企業等につき5人までとする。
ワーケーションの受入れを推進する対象宿泊施設の利用	市内で連続して2泊以上する場合に限り、宿泊費用の2分の1以内とし、1人につき1泊当たり3,000円を限度とする。	

2 補助要件として、次に掲げる事項を全て満たすこと。

- (1) ワーケーションの滞在期間中又は実績報告を提出する前までに、ソーシャルネットワークサービス(以下「SNS」という。)や企業等のウェブサイトにおいて、体験記や郡上市の魅力(自然、食、文化、人、地域資源等)について発信すること。
- (2) 終了後にアンケートの記入に協力すること。
- (3) 前2号の内容や企業名等について、郡上市のウェブサイト等への掲載に同意すること。

3 第1項の規定により算定した額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(補助金の申込み)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、ワーケーションを実施しようとする日の14日前までに、ワーケーション利用促進補助金交付申込書(様式第1号。以下「申込書」という。)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 実施計画書(様式第2号)
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(申込みの承認)

第6条 市長は、前条の申込書を受理したときは、その内容を審査し、ワーケーション利用促進補助金交付承認(非承認)通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

2 前項の通知によって申請者に損害が生じることがあっても、市は、その責めを負わない。

(申込みの取下げ)

第7条 申請者は、前条第1項の規定による承認を受けた場合で、ワーケーションの実施を中止し、補助金の交付を申請しないときは、速やかにワーケーション利用促進補助金交付申込取下書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付申請及び実績報告)

第8条 第6条第1項の規定による承認を受けた申請者は、ワーケーション実施の最終日から起算して14日以内に、ワーケーション利用促進補助金交付申請書兼実績報告書(様式第5号。以下「交付申請書兼実績報告書」という。)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 宿泊施設の領収書の写し
- (2) SNS又はウェブサイトで発信した内容が確認できる画像やウェブページの写し、又は掲載先のURLが分かるもの
- (3) 滞在の感想や関係人口施策等に関するアンケートで別に定めるもの
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定及び額の確定)

第9条 市長は、前条の交付申請書兼実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、適正であると認めるときは、ワーケーション利用促進補助金交付決定通知書兼確定通知書(様式第6号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 前条の規定による交付決定を受けた者(以下「補助決定者」という。)は、前条の通知を受けたときは、速やかにワーケーション利用促進補助金交付請求書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第11条 市長は、前条の請求があったときは、速やかに指定された口座に補助金を振り込むものとする。

(交付決定の取消し)

第12条 市長は、補助決定者が、次の各号のいずれかに該当するときは、市長がやむを得ないと認める場合を除き、補助金の交付決定を取り消すことができるものとする。

- (1) 虚偽その他不正な手段により、補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) この告示の規定に違反する事実があったとき。
- (3) その他市長が補助金の交付を不相当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、ワーケーション利用促進補助金交付決定取消(一部取消)通知書(様式第8号)により、補助決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第13条 市長は、前条の規定により補助金の交付を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和 5 年 7 月 7 日から施行する。
(失効)
- 2 この告示は、令和 8 年 3 月 31 日（次項において「失効日」という。）限りその効力を失う。ただし、第 12 条及び第 13 条の規定は、同日後もなおその効力を有する。
(失効日に関する特例)
- 3 失効日の属する年度については、第 5 条の規定にかかわらず、失効日までの宿泊を補助対象とする。